

答弁書第二七号

内閣参質一七一第二七号

平成二十一年二月十三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月 殿

参議院議員喜納昌吉君提出大相撲力士等の不祥事に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜納昌吉君提出大相撲力士等の不祥事に関する質問に対する答弁書

一及び六について

財団法人日本相撲協会（以下「協会」という。）においては、御指摘の一連の不祥事を受け、文部科学省からの指導も踏まえつつ、再発防止策に取り組んでいるところであり、政府としては、現時点において、内閣総理大臣杯の名義使用許可を取り消すことは考えていない。今後の協会に対する措置については、協会による再発防止策の実施状況、事態の推移等を踏まえて検討すべきものと考えている。

二について

御指摘の友好杯等は、協会を通じて、協会が主催する大相撲の大会において優勝した力士に授与されるものであり、政府としては、これらの友好杯等を授与する外国政府に対して、御指摘の一連の不祥事に関して、特段の説明を行っていない。

三及び四について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、政府として国技の認定の基準、考え方等を定めたものはなく、大相撲が国技であるか否か等についてお答えすることは困難である。

五について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、政府としては、協会の関係者が御指摘の「相撲道」の表現をどのような意図に基づいて使用しているかについてお答えする立場にない。